

すべての中小企業の事業主に「パワーハラ防止措置」が義務化

4月1日より、「改正労働施策総合推進法」による「パワーハラスメント防止措置」が、すべての企業に義務化されます。

「職場におけるパワーハラスメント」の定義は以下の通りです。

①優越的な関係を背景とした言動

②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

③労働者の就業環境が害されるもの

職場で行われる①～③の要素すべてを満たすものを言います。

職場のパワハラを防止するために講ずべき措置は以下の内容です。

- 1, 職場でパワハラ防止方針の明確化、労働者への周知・啓発
- 2, 行為者への厳正対処、明文化、周知・啓発
- 3, 相談窓口の周知
- 4, 相談担当者による適切な対応、環境整備
- 5, 事実関係の迅速かつ正確な確認
- 6, 被害者に対する速やかな配慮、措置
- 7, 事実関係確認後、行為者に対する適正な措置 8, 再発防止措置の実施
- 9, 相談者・行為者のプライバシー保護措置
- 10, 相談を理由とする解雇、不利益な扱いをしない旨の周知・啓発など。

企業での対応については、都道府県の労働局に相談の窓口があります。